

2) 参考事業の紹介（群馬県干害応急対策事業）

本事業は、昭和62年、平成6年、平成8年の渇水時にその都度補助金交付要綱を定めて干害応急対策に対して補助金が交付されてきました。

平成8年度の事業内容を紹介します。

対 象：群馬県渇水対策本部が設置された期間において実施された干害防止のための事業。

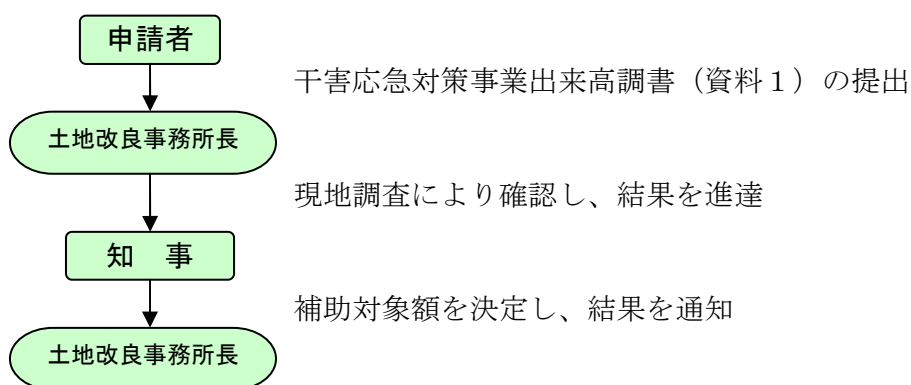
対 象 者：市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業共同組合、共同施工者。

補 助 率：40%

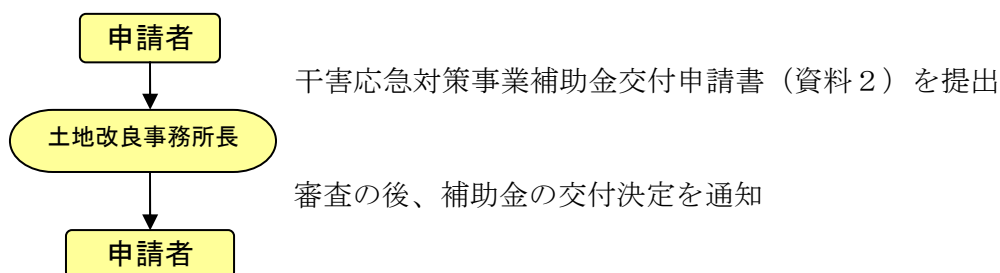
事業規模：次の各号に掲げる経費の合計額が10万円以上のもの。

- ①水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置及びその他揚水確保のための工事に必要な経費。
- ②揚水機（揚水機占用動力機を含む）及び揚水機の付属部品の購入並びに貸借に必要な経費。
- ③揚水機の稼働に伴う電力料金、燃料費及び番水等に要した経費。
- ④その他知事が必要と認める経費。

☆手続き・補助事業の決定



☆補助金の交付決定



※ 出来高を確認するために必要な資料

- ① 機械器具費については、契約書、請求書、領収書
- ② 揚水機等の燃料費（電気料金等）は、本年及び過去3カ年の平均実績値
- ③ 番水に要した経費については、帳簿類